

中國の分家制度と「家」の性格（上）

内田智雄

中國の分家制度は、それが都市たると農村たるとを問わず、中國の家族制度の根幹であることはいうまでもない。そしてその基本的な問題は、分家の事由如何、分家當事者と分家の手續——特に家産均分の問題、分家の中人とその構成、父母養老の方法と養老地の性格、家長權と分家行為との關係などに要約することができることと思う。そしてこれらの問題を個々に明らかにすることによつて、分家制度そのものも、またそれを通して中國の「家」のもつ性格も、自ら明らかにされるところがあると考えるのであるが、しかしながら、そうした分家制度の研究は、いきおい分家制度の斷面的な研究にとどまり、また「家」の性格の解明においても、所詮間接的な研究たらざるを得ないのであって、家族制度としての個々の問題が、相互に不可分な連繋をもつものとして、いはゞ有機的な生態としての考察では決してない。故にこの稿においては、「家」——その正確な意義については後に考察することとして——そのものの性格に重心を求めて、分家制度の内包し外延するところの諸問題を、可憐なる限り有機的連繋においてこれが考察を試みてみたいと思う。

中國の分家制度においては、分家行為にともなう家産分割においても、またその後における父母の養老方法やまた養老地などの再分割においても、即ち分家股の負擔や再取得においても、徹底的な均分の原則が適用されるわけであるが、かかる均分の原則は、それが分家當事者として一定の身分を有するかぎり、長幼の次序や能力あるいは勤惰の別なく、またかりに怠惰や浪費が故意になされた場合といえども、そぞしたあらゆる個人的な條件を無視して家産が

均分されるということ、及び分家當事者たりうる家族中の一人が、その事由の如何を問わず、分家を切實に希望するに到れば、結果としてはやはり分家せざるを得ない「家」そのものの性格、さらに分家そのことをよしとはしない農民の一般的な通念にもかゝわらず、分家がかなり頻繁に行われているという現實的な事實、これらのことと併せ考えてみると、同姓同宗のいわゆる同族が漸々に擴大していくのであつて、それは恰も動植物體の小形成物としての細胞が、分裂によつてその増殖を繰り返すのと相類し、ある種の必然性をもつものともみることができるのであつて、その意味では中國の「家」なるものは、經濟的にも社會的にも、従つてまた精神的にも、容易に解體分裂しうる極めて脆弱な基盤に立つといわざるを得ず、これにさらに一般的な分家の事由とせられる家族の不和とか多數とか、あるいはまた生活の困難などといふ條件が加わるならば、「家」が解體分裂する條件は、さらに増大されざるを得なくなつてくる。故にもし上記の如きが「家」そのものの性格であるとするならば、一應は分家の事由と目される家族の不和とか、生活の困難や家族の多數といふことなども、實は分家の契機にすぎないといわざるを得ない。故にこの點に着眼して分家の事由とせられるものを再考すれば、家産均分の原則が牢固として存在するそのことによつて、逆に分家事由の尤なるものとせられる兄弟や姉妹の不和も釀成せられ、また助長せられるともいへるわけであり、傍系親を含む家族の多數も生活の困難も、ともにそのこと自體に「家」を解體する事由ともなりうるであろうし、それがまた家族の不和をもひき起す原因となり、家族の不和はまたもつて「家」を解體分裂する有力な契機ともなりうるであろう。かくの如く「家」それ自體が、解體分裂しうる核を内包し溫存しているといふこと、換言すれば家族中の一定の成員、事實において家族の主要な成員は、分家することによつて、「家」が解體する以前に有した家産の總額を、その員數に應じて均分取得しうるといふ經濟的な基礎を、その出生とともに具有しているわけであり、他方また分家することが、分家行爲に對する傳統的道徳的な忌諱にもかゝわらず、實際上社會的に容認せられてきた制度であるとい

うことによつて、中國の「家」のもつ構造的な脆弱性は、どうしてもこれを認めざるを得ないと思われる。

然らばかかる「家」そのもののもつ脆弱性は、たえず彼等の家族生活に露呈せられるかといふに然らずである。即ち「家」がもしかくる脆弱性を不斷顯示するとするならば、それは嚴密な意味においては、既に「家」の名に値しないし、また實質的にも家族生活は營みがたいわけであり、さらにまた、たとえそれが二世あるいは三世の同居にすぎないとしても、そうした家族の現存する事實を、われわれは既に説明し得ないこととなる。即ち「家」なるものは、本質的には内に解體分裂の核を藏してはいるけれども、他方またその解體分裂を拒否し抑制して、家族を「家」に統合せしめてしこうとする相矛盾した志向をもまたもつてゐるのであつて、それは單に儒教倫理の束縛拘泥にのみよるものではなくして、まさに人間性そのものに由來するものともいふことができると思う。そしてそれは家族の經濟的な機構において、最も顯著にみることができるのであつて、かの家族の餘剩労働や出稼ぎによる収益が、あげて「歸家」即ち「家」に吸收せられることを原則となし、家族内における個別生活や、また家族分裂の經濟的な動機や因子となる個人的な費消や蓄積を禁じてゐるが如きも、その經濟機構におのずからあらわれた「家」の凝集的な、あるいはすくなくとも非分裂的な志向であつて、それが家長による家長權力維持増大のための經濟的基礎でないことは、家産分割において、家長が家長たることによるなんらの特權をも有していない事實によつて知られると思う。故にその意味では、「家」こそその第一義的な存在であつて、家長は「家」を維持存續するための單なるその機關にすぎないともみうるわけである。かくの如く中國の「家」は、本質的には解體分裂するいくつかの核をもつて構成せられておりながら、他方その解體分裂の核を内包しつゝ、そうした「家」を維持存續せしめてしく傳統的な、そしてそれはかなりに強い志向を有しているのであるが、この傳統的な志向も、家族特にその主要成員たる兄弟や姉妹の不和とか、生活の困難、家族の多數による生活のわざらわしさなどをそれぞれの契機として、内包せるいくつかの核の分裂をきたし、こゝに分家によつて「家」の解體がもたらされるということになる。かくて從前の母體としての「家」は解

體し分裂して、内包した核に應するいくつかの分家股が生ずるのであるが、その際、わが國に見られるが如き、「分家に對する「本家」というものが存在せず——事實「分家」とは分家するという動詞であつて、「分家」それ自體を示す名詞は存していない——悉くが經濟的にも家格の上でも、完全に平等な分家股に解體してしまることは、特に留意すべきであると思われる。しかしてこれらの分家股の構成するそれの「家」が、從前の「家」に比して、當初比較的に小さなものであることはいうまでもないが、やがてこれらの分家股が時間の經過とともに、さらにまた家族の數的な増加と相まって、經濟的にも精神的にも、それぞれ徐々に獨立自營の態勢を整えていくことは事實である。然し他方またそこには、にわかには拂拭しきれない從前の「家」としてのつながり、即ち一家的な關係を、時に色濃く時に淡く、それぞれの條件に應じて殘存せしめていることもまた否定しがたいところであつて、かゝる相矛盾する要素や傾向が、やがては安定への経過をたどつて、究極的には各分家股の分離獨立の完成へと進むわけである。しかしながらなおそこには、一般に同族の名をもつてよばれる組織が存在して、血縁の親疎にもとづくいくつかの段階差のもとに、ともかくにもこれらの分家股をつなぎとめて、いはゞ擴大された「家」の構成員として、なにがしかの權利と義務とを賦與されているわけである。故に以下わたくしは、この分家股の分離獨立せんとする傾向と、しかもなおそこに根強く殘存する從前の一家的な關係とを、しばらく分けて考察するとともに、これら分家股の結集によつて構成せられる同族が、如何なる段階差と實質とをもつて、個々の分家股即ち個々の家族に、なお一家的な關係を保持せしめているか、換言すれば同族が、果して如何なる程度に擴大された「家」としての性格をもつかを考察することによつて、分家制度とこゝにいう意味での「家」の性格との關係を明らかにしたいと思う。

分家當事者たちが分家を行つてそれ異居異爨の生活にはいり、分家當事者たちがそれぞれの新しい「家」の家長となると、そこに「家」の經濟的基礎の形式的な確立といふ意味において、家産分割によつて取得した地畠や家屋などの名義變更、即ち過割（過戸割糧）が行われることとなる。いまこの間の消息を社書（里書ともい）、納稅者の移轉・

稅額の變動の登記を司るもの)の一人にたゞしてみると、分家後は「必ず過割シナケレバナラヌ、紛争ガ起リ易イカラ。コレニツイテハ諺ガアル、分家不分糧、終久闇一場。⁽¹⁾ 分家シテスグ過割シナイデ、一年位後ニスル場合モアルガ、ソノヨウナコトハ稀グ」と述べており、従つてこれによれば、過割は一般には分家後あまり遅くない時期に行われて、こゝに名實ともに新しい「家」が樹立せられるわけである。因みに分家後間もなく行われるといふ過割と關聯して、實際上の分家行爲は、一年の如何なる時期に最も多く行われるかを、蒐集した分單について検してみると、それは必ずしも一定の時期には限られておらず、四月(もちろん舊曆である)を除いて各月に行われているといわなければならない。しかしあえて各月における比率を求めてみると、十一月に行われたものが最も多く、七月と十二月とがこれについでいることが、分家行爲の完了直後に書かれる分單の月日によつて知ることができる。もつともこれは、その地方における主要作物の收穫や耕作などと關聯する問題であつて、従つてかかる農耕上の地方差を無視して、一概にそのプロバビリティーを求めてみても、それは正しい分家の時期を測定する資料とはならないけれども、しかし十一月に最も多く、それに次で十月に行われているといふ事實は、一般的に分家が、農作物收穫後に行われることを物語つており、そしてそれはまた、地畝の分割や來る年の農業經營にも、さらにまた收穫物の分配の上にも、ともに便宜な時期であることによるものであり、また分家が比較的に多く七月に行われるのも、中元を前後とする農閑期であることをとど、それが正月とともに收支貸借の決算期であることが、分割に便宜をもたらす時機であることによると思われる。かくの如く分家は多く農閑期に行われるが、その他の時期にもまた行われており、そしてそれは農耕や收穫に必ずしも便宜ならざる時にも行われることを物語るのであつて、このような時機に行われる分家においては、田畠の作物の未熟な状態のまゝで、その地畝とともに分割するわけで、従つて爾後における農耕勞働もその收穫も、各自別個に行うこととなり、分家後收穫に到るまで、分家股が便宜農耕を共同にするといふものは、われわれの調査の限りでは存していないようと思われる。かくの如く一旦分家を行つた以上、もはやその農耕も收穫も、分家股各自單獨に

行うことを一般とするが故に、その公租公課その他の課金も、當然に各自別個に出すこととなるわけで、これを前記とは異なる社書に質してみると、分家後は「必ず過割スル。然シ過割手續ヲ終ラナイ中ニ糧（地租）ガカ、レバ、二分三分シテ分擔シテ納入スル」と述べており、こゝに「二分三分シテ」といわれるのは、その分家股の數に應する配分の仕方を假りにあげたものにほかならない。即ちこれは、分家後過割終了までの過渡期における地租の負擔の仕方を述べたものであるが、とにかく過割の終了によつて、始めてその所有權に公證力をもつるのであつて、——分單はもちろん一應の公證力をもつてはいるが、それは要するに私文書にすぎない——從つてかゝる意味での過割が分家後可及的速かに行われるのはむしろ當然というべきであつて、かくて過割によつて公的にその所有權が確認せられ、それに對する租稅も、所有者名義において課せられまた納められるに到れば、名實ともに從前の「家」は解體し、分家各股の獨立自營の態勢は一步前進せられることとなるのである。

かくして分家股がそれぐる獨立自營の生活に進むにつれて、解體前の「家」においては決して見ることのできなかつたいろいろな關係が、分家股相互間に生じてくるのであつて、たとえば小作・金融・典當の如きも相互の間に行われるし、また一般にいわれる同族の土地先買慣行⁽²⁾が、近親より順次遠親に及ぼすという原則に従うとするならば、近親の尤なるものとして、土地の賣買はまず分家股相互の間に行われるといふことになる。また農民のいふ「紅白事」即ち吉凶慶弔事に對する出份子、即ち慶弔金の應酬の如きも、分家後彼等の間に新しく生ずる關係と見るべきであろう。またそれぞれの分家股の有する子女の嫁娶については、通常分家股相互の間において、協議したり諒解を求めるたりすることはないといわれている。またかりにそうしたことがなされたとしても、それは殆んど形式的儀禮的なものであつて、従つてそれによつて反対のいすべき理由もなければ、またそれに拘束される必要もないといわれているが、これは分家股がすくなくとも嫁娶の問題につき、相互に關係をもたない獨立の態勢にあることを物語るもので、解體前の「家」においては絶えて見ないところであるといわなければならぬ。さらにまた前記の同族の土地先買慣行な

るものも——たとえそれが存在するとしても——それは分家各股の所有にかかる地畠の賣却に際して、同族特に近親者に對して、賣るべきか否かをたずねることを義務付けるものではなくして、それは單に買うか買わないかを問うことを拘束するものであつて、もし同族に問わずして、あるいは既に買う意志ありと表明しているにかゝわらず、これをあえて他姓に賣却したりした場合に、いふところの先買權なるものがあるとされるもので、従つてその意味ではこの先買權なるものは、同族を特質付ける當爲意識乃至慣行といふことはできても、分家股相互間の關係においては、従前の「家」が既に解體せることを示す以外のなにものでもないと見ざるを得ないと思う。要するこれによつて、嫁娶や土地の賣買の如き「家」の重大なことがらについても、分家股相互の間にはもはや協議も行われず、またその許否の權もないことが知られ、従つて彼等の獨立自營の傾向は既に確立されているといわなければならぬ。もつとも分家後もなお事あるごとに協議し、強い協力關係にあるものもなきにしもあらずであるが、それはもちろん一般的な關係とは目しがたいし、また彼等の直接的な分家事由、即ち分家が兄弟や姉妹の不和に胚胎するか否かも、大いに興つて力あるものと考えられる。次に服喪は、親子關係を基調とする親等によつて決定せられるものである故、分家するとなれば服喪に差等は生じないわけである。さらにまた彼等の祖先祭祀は、祭祀の對象たる位牌や家譜が、家産分割の際に「老宅子」——従前家族が居住した本宅——を取得したものに與えられ、他の分家股は祭祀の時にそれぞれ祖先の諱を紙に書いて壁に張つて祀るといわれているところからは、祖先の祭祀も分家後は、分家各股が別々にすることをもつて一般とするようである。もつとも中には長兄のところに、あるいは位牌や家譜を存する「老宅子」に兄弟が相集つて、共同して祭祀することもなきにしもあらずであるが、一般的に前記の如く、分家とともに祖先祭祀も分家股に分散するといふべきであろうと思う。

注(1) 「分家して税金を分けておかないと、いつか一度は喧嘩がおきる」の意。

(2) 摘稿「中國農村における土地の「先買權」について」、同志社法學第十號及び第十三號參照。

以上分家後における一家的關係の漸減退化、即ち各分家股の分離獨立的な傾向を、重要と思われる數項について見たのであるが、然らばこれによつて、分家各股における一家的な結合協力の關係は、漸減の一途をたどり、あるいは消滅しつくしたかといふに然らずであつて、そこにはなお多くのかつ重要な一家的な關係が残されている。そしてかく殘存する一家的な關係は、分家股の分離獨立の傾向とともに、あるいはさらに適切には、分家股の分離獨立の傾向をせきとめるが如き關係において存してゐるのである。即ち分家後もなお父母もしくはそのいすれかが生存する場合には、父母の生活を保證する意味において、養老地が留置せられたり、また「養老糧」や「輪流管飯」などの方法がとられるのであるが、「養老糧」によるものにおいては、父母の食料あるいは生活費として、毎年一定量の食料や金錢が分家股たちによつて醸出せられるし、また「輪流管飯」においては、三日とか五日といふように通常短期間、父母が分家股の家を順次まわつて養われる方法がとられ、従つてかかる二方法による父母の生活の仕方においては、いまひとつ養老方法たる養老地を父母が取得するのに比して、はるかに一家的な關係が強く保持せられることは明らかである。さらにまた父母が養老地を取得する場合においても、父母がなお勤労に堪えて養老地を自作する場合と、父母が勤労に堪えないか、あるいは勤労を嫌うて小作地とする場合とがあり、後者の場合には多く分家股に小作乃至耕作せしめることを通常とするが、それは父母が「養老地」を比較的大巾に取得する一般的な慣習と、分家股に對する地畠の均分による零細化とから、それは當然に取られるべき救濟的な措置と考えられる。とにかく「養老地」を父母が自作する場合には、「養老地」を分家股に小作乃至耕作せしめたり、あるいは「養老糧」や「輪流管飯」によるのに比して、父母と分家股との關係が、多少とも稀薄化されることは否定し得ないのであるが、しかし「養老地」そのものが、父母の「生養死葬」の費を賄つて餘りある場合には、分家股への再分割が約束された土地であるという意味において、父母もしくはそのいすれかが生存する限り、養老地の存在によつて、すくなくとも物的なものを媒介として、彼等の間になおなにがしかの一家的な關係が存置せられるということはできると思う。さらにまた養老地が分家股

に小作乃至耕作せしめられる場合には、そしてそれは多く分家股に均分小作乃至耕作の形をとるのであるが、かかる場合には、養老地の經營管理や牧棲をめぐつて、父母と各分家股との一家的な關係は、一層色濃く殘存することとなるわけである。要するに分家後も父母もしくはそのいずれかが生存するかぎり、その養老の方法が、「養老地」たると、また「養老糧」や「輪流管飯」たるとをとわず、そのこと自體に、分離獨立の趨勢にある分家股のおのをお、多少ともつなぎとめる精神的また物質的な紐帶としての意義を存するのであつて、特に父母も分家股も、分家後もなお院子を共にし、軒をつらねて居住する中國の一般的な慣習からは、父母の養老方法の如何にかくわらず、父母の病氣や、農繁期における留守番や孫のもり、さては節句や季節ごとの年中行事などを介して、否定しきれない一家的な關係の殘存を認めざるを得ないと思う。

しかしながら父母たちの演ずるこのよだな紐帶的な役割も、その死亡によつて消滅し、「養老地」を存する場合には、分家股によるその再分割を契機として、また養老地を存しないものにおいては、その葬費の共同負擔を最後として、彼等における一家的な關係は劃然として弱化されていくのであるが、しかし父母いずれもが死亡した後においても、その家族的條件如何によつては、なお一家的な關係の殘存することがある。即ちそれは分家當事者の姉妹に、なお未婚のものがある場合であつて、これらのものの嫁娶に對しては、分家股の協力や援助を必要とすることがすくなくない。もつとも分家當事者中の未婚者に對しては、分單の中に往々「定親の費」と書されて、家産の均分による取得以外に、いくばくかの金錢もしくは地畝の添加されることが通常であり、かゝる場合には、他の分家當事者たちによる經濟的な援助を要しないことはいふまでもないが、父母の存しない時はもちろん、父母の生存する時といえども、その結婚のとりきめや舉式萬般について、近親者中の最近親者として、精神的勞力的な援助を要することは明らかである。もしまだかゝる「定親の費」が、分家に際して控除されていない場合には、それは必ず分家の中人とともに協定されているのであるが、分家各股の共同譲出を要するのであつて、かゝる場合には前者に比して、分家股相互の一

層緊密な協力關係を必要とするのである。さらにまた未婚の姉妹に對する粧奩費も、父母のいすれかの存する場合には養老地の中に含め、あるいは分家股中の一股に添加して留保することが通常であるが、これがもし控除されておらない場合には、分家各股の共同負擔となることは、未婚の兄弟におけると同様であつて、要する分家後たりとも、未婚の兄弟姉妹を有する場合には、その嫁娶の費用が控除されている場合といえども、分家股相互の精神的勞力的な協力援助を必要とするのであるが、かゝる兄弟姉妹の嫁娶は、解體以前の「家」の責任においてなさるべきものであることが、本來身分的に保證されているわけであり、さらにまた父母いすれも存せず、また結婚費がとくに控除されない場合には、分家各股の物質的・精神的な負擔は、當然さらに増大することとなるのである。要するに分家股が未婚の兄弟姉妹を有する限り、完全には「家」は解體分裂しきれないものをもつわけである。

以上は分家後における父母の養老とか、また弟妹の結婚とかといふが如き、主として人を中心とする分家股間の協力關係、即ち分家後における一家的な關係の殘存を見てきたのであるが、次に物を媒介として殘存する分家股間の協力關係を見ることとする。しかしてこゝで物といふのは、家産分割の際に未分割の狀態で留保せられたもの、即ちそれは分家股全部の、またはそのうちの若干によつて、共有または共用せられる農具・役畜などをその主たる對象とする。一般に家産が徹底的に均分せられることは既述の如くであるが、しかしそれはあるがまゝの家産の條件においてなされるため、それは必ずしも均分に便宜な狀態にはないのみならず、なかには均分し得ないもの、あるいは均分することによつて、農業經營や日常生活の上に、甚だしく不便を生ぜしめるものがあるのであつて、それはたとえば分家股の家屋が相互に擁する院子、家屋の位置上、分家股が各自別個にはもち得ない通路、あるいは華北の個々の農村には必ずしも多くを算し得ない井戸、さらに水車や大車や碾子(石臼)などの如き大農具、また牛・馬・驥・驢などの役畜の如きもそれであつて、家産分割證書たる「分家單」に、その分割對象のひとつとして「牛半頭」とか、「驥子一半」などといふ表現が時として用いられているのを見るのであるが、これは解體前の「家」が、牛驥の如き役畜をた

一頭のみ所有する場合、役畜がその性質上分割し得ないものであるとともに、それがまた農業經營上不可缺のものであるところから、止むを得ない分割方法として、その所有權を二分——これは分家股が二股の場合についてである——されたことを示すものであつて、現實には役畜の共有共用という結果になる。しかしこのような役畜の共有共用關係は、その使用や飼育の問題をめぐつて、往々にして紛争を生じ、やがて不調に終り易いことは、その實例に徴して明らかであり、かりにそうした紛争を生じないとしても、役畜の共有共用そのことが農業經營上甚だしく不便であり、また役畜そのものが永年の使用には堪え得ないものであるところから、分家股が資力を蓄積するとともに、やがて各股が購入するようになるか、あるいは隣居や同族・友人などから金錢によつて、または勞力の交換や互助的な關係でもつて借用するようになり、共有共用の關係は、早晚消滅すべき運命にあると思われるが、他方大農具などの共有共用關係も、それの消耗や破損などに伴つて、これまた漸減消滅の過程をたどるものとみなければならない。なおまた井戸や通路の共有共用は、それが單にそれだけの關係であるならば、それはもはや單なる隣居關係と選ぶところではなく、従つてこれをもつて分家股間を特質づけるものとは稱しがたいと思われる。いまわたくしは、かかる共有共用物件としての大農具及び役畜の漸減消滅する過程を、兄弟四股に分家した欒城縣寺北柴村の劉裕德等の場合につき、裕德自らをして語らしめてみることとしよう。

分家ノ時、水車ト大車ト驃子トハ四人共有ダツタガ、今モ共有カ——今ハ別々。

如何シテソレラノモノヲ分ケタノカ——今カラ四年前、元德ガ他ノ三人ニ二十圓ヅ、出シテ自分で買イトツタ。

大車ハ如何シタカ——ヤハリ四年前、元德ガ他ノ兄弟三人ニ、十圓ヅ、出シテ彼ノモノトシタ。

驃馬ハ如何シタカ——驃馬ハ一匹九十圓ト評價シテ、他ノ兄弟三人ニ四分ノ一ヅ、渡シ、コレモ元德ノモノニシタ。

と。即ちこの事例によれば、分家後四股共有共用とされていた水車・大車及び驃馬などは、分家後十年にみたない歳

月の中に、分家股中の一股に悉く買収しつくされてしまつたわけである。このように悉くの分家股の共有共用であつた物件が、分家股中の一股に買収しつくされるに到つたのは、元徳がその昔、父の死後、末弟にしてなお家長となつたことによつても知られる如く、本人自身が有能であるとともに、「元徳ハ自分ノ土地ノ他ニ、他人ノ土地ヲ澤山耕作シテオリ、家人ガ少ク、金ガ貯ツタカラ」と、長兄の裕徳にいわれてゐるのによつても知られる如く、彼が勤勉であることと、分家後彼の家族が少數であつたという幸運に恵まれたことによるものである。

かくして彼等の共有共用物件は、終に分家股中の一股の専有に歸するに到つたのであるが、しかしながらその後においても、彼等の間にこれらの物件の貸借關係が存續したとするならば、その貸借の仕方のうちに、從前の一家的な關係の名残りが、あるいはすくなくとも他との比較においては、何程かの差異をもつて見出しうるはずである。裕徳はその點について次のように述べてゐる。

ソレデハアナタ方ハ水車ヤ驛馬ヲ失ツテ、如何シテソレ以後耕作シタカ——元徳カラ貰ツタ金デ、自分ハ驛馬ヲ買イ、土地ヲ出典シテ水車ヲ買ツタ。

と。しかしこれは裕徳自身のことについてであつて、他の二人の兄弟については明らかでないが、裕徳が土地を出典してまで水車を求めるに到つてゐる事實を考えるならば、爾餘の兄弟二人の共有共用物件に對する關係も、おのずから想像しうるものがあると思われる。然るに彼等はその分家前においては、末弟の元徳を家長として、分家單を立てた後も、なお同居同財の生活を持続してゐたのであつて、從つて分家後に改めて不和が生じていない以上——すくなくとも彼等の間においては、かかることは想像し得ないところであるが——これら共有共用物件に對する権利の抛棄や譲渡が、何が故に生ずるに到つたかを理解するに苦しむのであるが、それはおそらくは分家股が、それぞれ獨立自營の態勢を整えていく自然な過程のあらわれではないかと考えられる。もつともかかる共有共用關係の解消は、共有共用物件の使用や収益の仕方を契機として行われることも、また分家股相互の感情的な対立や意見の不一致を原因と

して、即ち直接には共有共用物件には關係のない事由を事由として、解消されることもすくなくはない。要するに人や物を媒材とする分家股間の互助協力の關係は、通常かかる媒材が一定の條件をみたし、あるいはそれが消耗缺如するに到れば、當然に解消せざるを得ないのであつて、それはもはや時の経過とともに、ほとんど必然的なコースであるといふべきであるが、それはまた逆に、從前の一家的な關係の痕跡を清算して、分家股それ自體の「家」の完成に向つて、徐々に前進する過程であるともみることができるとと思ふ。

しかしながら分家股の「家」としての完成の過程は、あまり早急に結論せられてはならない。いまそのひとつ的事例を、同じく欒城縣寺北柴村の郝義欽等四人兄弟の場合に求めてみるとこととしよう。彼等の分家後における共有共用物件は、大車一輛と水車一掛とであつたが、大車は分家當時、即ち民國十三年秋頃の評價では約五十元といわれ、民國三十一年のわれわれの調査當時に到るまで、依然として分家四股による共有共用の關係が持続していたのに對し、分家當時やはり五十元と評價せられた水車は、民國二十五、六年頃に腐蝕して使用に堪えなくなり、現在その部分品のみは義欽が所蔵しているといわれる。従つてこれによれば、共有共用物としての水車は既に磨滅してその機能を失い、その後義欽によつて新しく購入せられた水車が、現在分家四股の共用に供されているわけである。そして義欽はこの間の事情を次のように語つている。

水車ノ殘リノ部分品ハ兄弟四人ノモノカ——自分ノモノダ。

今賣レバイクラ位スルカ——五、六十圓スル。

如何シテアナタガ貰ツタカ——兄弟ガ仲ヨク、自分ノ子供ガ他ノ兄弟ノ子ヨリヨク勧クカラ、兄弟タチガクレタノダ。

今水車ヲ使ツテイナイカ——使ツテイル。

現在水車ガアルノカ——アル。新シイ水車ガアル。今年ノ春二月、二百二十圓程カケテ自分デ作ツタ。

現在アナタノ水車ヲ他ノ三人ガ使ツテイルノカ——然リ。

他ノ兄弟ニ水車ヲ使ワシテヤル時ニハ、金ヲトルカ——トラヌ。

モシ水車ヲ修理スル必要ガ生ジタ時ハ、アナタハ自分一人デ金ヲ出スノカ——然リ。

ソレデハアナタガ損デハナイカ——他ノ兄弟ガ自分程ニ經濟ガヨクナイカラ。⁽³⁾

と。即ちこれは共有共用物件としての水車が、分家後十數年にして腐蝕してしまつたので、分家股中、經濟的にやゝ惠まれてゐる長兄の義欽が、別に單獨で水車一掛を購入し、これを共用の形で他の分家三股に提供して、その修繕費の如きも義欽ひとりが負擔しているといふ事例であるが、この新しく購入せられた水車の共用が、古い磨滅した水車の部分品を、義欽の子に「兄弟タチガクレタ」代償でないとするならば、それは義欽の純然たる好意によるものであつて、かく分家股中の一股の好意によつて、既に消滅しきつた共有共用關係のひとつが、共用といふやゝ縮減せられた形で、とにかく再び復活更新せられるに到つてゐるのである。他方また分家當時、共有共用とせられた大車一輛は、その耐久力に恵まれて、二十年になんなんとする長年月の間、依然としてその關係を持続しているのであつて、これが一に分家股相互の圓滑な友穆關係によるものであることはいうまでもない。もつともこのような事例は、必ずしも一般的な事例とは稱しがたいのみならず、殆んど稀有に屬するものと見るべきであるかも知れないが、とにかく現にこのような事例が存在してゐる以上、分家股の獨立自營の傾向のみを、余りに強調しすぎることは明らかに誤りであると思われるし、事實また歴史的傳統的に持続されてきた「家」そのものの粹や、またその「家」のうちに、醡解の時から共に育成されてきた彼等の親愛感情は、一旦の分家によつて、急遽完全に蟬脱し棄却せしめることは困難であつて、こゝにこそ前記の如き人や物を媒材として、なお根強く一家的な關係が持続されていく精神的心理的な根據があると思われる。しかしながらお留意を要することは、かかる分家股の共有共用の關係は、家産分割上の便宜にもとづき止むを得ずしてとられたところの方法であつて、それは分家後における彼等の間に、從前の一家的な關係を

維持存續せしめようとする目的のもとに、特に選ばれた方法では決してないということである。現に彼等における共有共用物件は、分家股の數が多い場合には、その二股あるいは三股の間に共有共用關係が存在し得ても、悉くの分家股が同一物件に對して、必ずしも共有共用の關係はないのであり、事實また共有共用、すくなくとも共用という關係自體が、その使用上、おのずから數的な制約をもたらしめるのであつて、從つてその意味では、分家股の共有共用といふながら、實はその關係は、既に二分三分されてゐることもすくなくないといわざるを得ず、從つて數多い分家股の間においては、相互に共有共用物件をもつグループと、もたざるグループとが生ずるわけで、かゝる共有共用關係の存在をもつて、從前の一家的な關係の殘滓と見るとするならば、同じ分家股の中でも、一家的な關係をなお持続するものと、然らざるものとがあることとなり、それはまた、「家」の解體分裂の顯著なものと、必ずしもそうでないものとがあることを意味することとなり、そしてそのことは、さらに家産分割の當初から、その家産の條件によつて、共有共用物件を有する分家と、有しない分家と存する場合にも相通するものであると考えられる。

然らば當初から共有共用物件をもたなかつた分家股相互、あるいはまた共有共用物件を存しておひながら、その關係が分家股中で二分三分されてゐるが如き分家股、さらにまたかつては共有共用物件を存してゐたが、それの破損や消耗によつて、その關係が既に消滅してゐるが如き分家股間においては、もはや從前の一家的關係の殘滓は存していないかといふに、それは必ずしもそうではなく、そこにはなお彼等を特質づける極めて重要な一つの關係が残されてゐるのである。即ちそれは分家股中の一股に、家系を繼承すべき男子を有しない時、他の分家股の有する男子のうちの一人を選んで、それに繼承せしめるといふ「過繼子」の慣習である。もつともこの「過繼子」は、嚴密には分家當事者たちの子の輩行、即ち子の世代に相當するものに限られており、從つて現實にはそれは、兄弟の子即ち甥に限定せられることとなる。そしてかく「過繼子」に世代の限定の存することを、「過繼子單」即ち「過繼子」の契約文書には、通常「昭穆相當」などと表現されているのであるが、もしこのいわゆる「昭穆相當」するものを、その分家股

即ち分家当事者の甥のうちに見出しえない時には、時として「過繼孫」の迎えられることもあり得る。しかしてこの「過繼孫」は、承繼すべき子が死亡して、これに代るべき男子を有しない時に、分家当事者たちの孫の世代に相當するものの中から選ぶことを條件としている。そしてかかる「過繼子」及び「過繼孫」を求める順位は、一般には近親より順次遠親に及ぼすとされているが、現實には極めて近親のものの間、即ち分家股間に於て行われることを通常としており、分家股以外の遠親者に求められた事例は、すくなくともわれわれの調査範囲には存在せず、悉くが伯叔父母と甥、即ち分家股間に行われているといつてよいと思われる。故にこの事實に立脚して、われわれは農民が概念的に近親より順次遠親に及ぼすといつてゐるとしても、この「過繼子」あるいは「過繼孫」をもつて、分家股間ににおける特質的な關係とみて誤りはないと思われる。従つてもし彼等分家股の間に、かかる「過繼子」あるいは「過繼孫」の關係が成立することにおいては、一旦分裂獨立した分家股の間に、伯叔父母と甥との關係以上に、分家股を跨いで親子關係が成立することとなつてくる。もつともこれは見方によつては、その血緣的な關係はともかくとして、分家股が「家」としての自立自營の態勢を、すくなくともその家系の面において整備せんとするものであるとも解し得ないでもないが、他方また、分家行為によつて分裂した分家股の間に、血縁を基調として、なお根強く殘存する從前の「家」としてのつながりを、家系の繼承といふ重大な問題に際會して、如實に顯示するものといふ得ないでもない。

しかしいずれにしても、既に解體分裂した分家股の間に、承繼といふ家族制度の基本的な點において、なお不可分な關係を存しているということは、極めて留意すべきことがらであると同時に、分家股の分離獨立の面にのみ着目して、その面のみが強調されてはならないことを示すものであると考えられる。とはいへかかる關係も、分家股の共有共用物件におけると同様に、分家股が三股以上存する時には、特殊な場合を除いて、悉くの分家股に共通普遍に成立する關係ではなくして、特定の分家股の間にのみ限定せられるものであつて、従つて三股以上を有する分家股の間に於いては、「過繼」の關係をもつものと然らざるものとが生じ、同一親等の同一分家股でありながら、その血縁の親近關

係に濃淡の差が生じ、特に分家当事者たちの次世代においては、すくなくともその二股以上が兄弟をもつてなるという關係を再現することとなる。しかしながらかゝる關係は、結果としては特定の分家股間においてのみ成立するけれども、それは決して當初から指示限定せられた分家股間において行われるものではなく、たまたま承繼さすべき男子を有しない分家股と、たまたま男子を二人以上有する分家股との間において、即ち極めて偶然的な條件のもとに生起する關係であつて、従つてその偶然的な條件を排除し、その本質的な關係に着目するならば、それぞれが他の分家股の承繼者の缺如に對しては、同一平等な資格や關係にあることができるのであつて、従つてその意味ではこれは、分家股相互を特質付ける共通的な關係であるといふことができると思う。(未完)

注(1) 華北農村協行調査資料第五七輯第八號、一九一二〇頁。

(2) 同上、二〇頁。

(3) 同上、三六頁。